

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、ハイショップ名豊（名豊ビル株式会社）発行の商品券につきましては、令和6年11月30日（土）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用のハイショップ名豊（名豊ビル株式会社）発行の商品券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

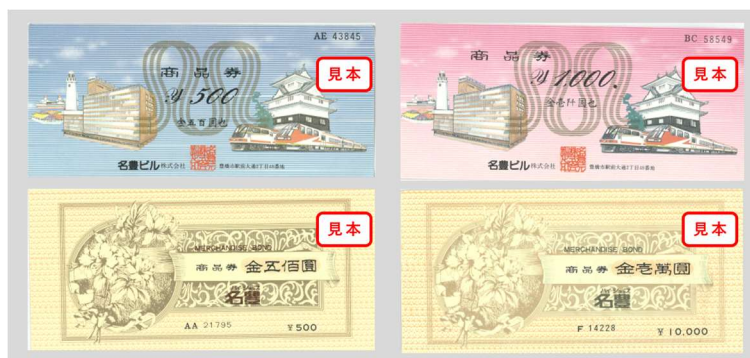
サーラ不動産株式会社

2. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

ハイショップ名豊（名豊ビル株式会社）発行の商品券

（500円・1,000円・2,000円・3,000円・5,000円・10,000円）

<券面イメージ（デザインは異なる場合があります）>



3. ご利用終了日

令和6年11月30日（土）まで

4. 払戻しの申出期間

令和6年12月1日（日）～ 令和7年2月28日（金）

※当該期間内に払戻しのお申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

5. 申出及び払戻しの方法

お申し出される方の氏名、住所、連絡先、商品券の枚数／合計金額を、下記お問い合わせ先まで電話もしくはメールにてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻申請書を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書の記載内容と未使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込いたします。

（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。）

なお、払戻申請書は令和7年2月28日（金）消印までが有効となります。

また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

サーラ不動産株式会社 本社経理 〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通1丁目5番地

電話（直通）：090-4403-0587（受付時間：平日10：00～17：00） ☑ Email：keiri@cgf.sala.jp